

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(B)用貝殻除去装置入口圧力計において、指示不良(0.22MPa指示したまま変化無し)が認められたため、当該圧力計を点検補修。	G	
2	2号機	管理区域内給水所ゲートモニタ定期点検時、測定部位(顔・胸)の検出感度に判定基準外が認められたため、当該給水所ゲートモニタ使用を停止及び対応検討。(使用実績はなし)	G	
3	3号機	非常用ガス処理系換気ファン(B)停止時、計算機用監視画面流量表示に不具合(換気ファン(B)流量表示約730T/H)が認められたため、当該計器点検補修。	G	
4	4号機	非常用ディーゼル発電設備(A)燃料移送ポンプピット雨水排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	G	
5	その他	プラント監視用データ採取作業時、エンジニアリングサーバ(オフラインで使用)ハードウェアに故障が認められたため、当該ハードウェアを点検補修。	G	